

# 統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 28 年 12 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

# 目 次

## 1 基幹統計調査の承認

総括表	1
作物統計調査	4
ガス事業生産動態統計調査	9
国民生活基礎調査	11
就業構造基本調査	16

## 2 一般統計調査の承認

総括表	18
畜産物流通調査	19
購買状況の把握に関する試験調査	22
低年齢層の子供のインターネット利用環境実態調査	23

## 3 一般統計調査の中止通知

総括表	24
繊維流通統計調査	25

## 4 届出統計調査の届出

(1) 新規	26
(2) 変更	28

## 〔利用上の注意〕

### 1 編集方針

この資料（「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下「本月報」という。）は、表紙に示した月の1か月間に総務省政策統括官（統計基準担当）が、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計（後記3（1）参照）の指定、変更又は解除があった場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

### 2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

統計法（昭和22年法律第18号） 旧統計法  
統計法（平成19年法律第53号）<sup>（注1）</sup> 新統計法  
統計報告調整法（昭和27年法律第148号）<sup>（注2）</sup> 旧統計報告調整法

（注1）旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

（注2）新統計法の全面施行により廃止されたもの

### 3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次に掲げるとおりである。

（1）「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階（平成21年4月1日）で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

（2）「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう（新統計法第2条第6項）。

（3）「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう（新統計法第2条第7項）。

（4）「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあっては、その第8条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体（第24条第1項）及び独立行政法人等（第25条）<sup>（注3）</sup>である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず（経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ）、現在用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである

（注3）地方公共団体については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

（5）「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう（旧統計法第3条）。

（6）「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

1 基幹統計調査の承認

[ 総括表 ]

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
作物統計調査	農林水産大臣	<p>承認事項の変更            平成 29 年調査の実施に当たり、以下について変更            調査対象範囲の変更            調査対象にそば及びなたねを追加            調査時期の変更            作付面積調査及び収穫量調査の一部の作物について、全国調査の実施時期を変更            報告を求める者の変更            ア) 標本経営体調査における標本設計の変更            イ) 花き調査における標本設計の変更            調査事項の変更            ア) 作付面積調査                ) えん麦及びらい麦の作付面積を把握する調査事項の削除            (ただし、えん麦は肥料用のみ継続して把握)                ) 小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦について、青刈り用及び飼料用のものの作付面積を把握する調査事項の削除                ) 飼肥料作物の作付面積を把握する調査事項から、肥料用の作付面積を把握する調査事項を削除                ) 飼肥料作物の作付面積を把握する調査事項から、牧草、青刈りとうもろこし及びソルゴー以外の作物を削除            イ) 収穫量調査                ) 茶収穫量調査において、二番茶、三番茶、四番茶及び冬春</p>	H28.12.2

		<p>秋番茶の収穫量を把握する調査事項の削除</p> <p>）茶収穫量調査において、茶種別の把握を削除</p>	
<p>ガス事業生産動態統計調査</p>	<p>経済産業大臣</p>	<p>承認事項の変更 平成 29 年調査の実施に当たり、以下について変更</p> <p>調査の目的の記載内容を整理</p> <p>ガス事業法の改正を踏まえ、調査対象となるガス事業者の範囲及びガス事業者の区分を変更</p> <p>「大口販売」、「小口販売」の区分の廃止や地域独占の撤廃、把握の必要性の低下等に伴い、調査事項を変更</p> <p>調査事項の変更に伴い、集計事項を変更</p> <p>公表の方法及び公表の期日の記載振り等を変更</p> <p>調査票情報の保存期間を「永年」に変更</p>	<p>H28.12.2</p>
<p>国民生活基礎調査</p>	<p>厚生労働大臣</p>	<p>承認事項の変更 平成 29 年調査(簡易調査)の実施に当たり、以下について変更</p> <p>平成 28 年熊本地震による災害への対応として講じた調査対象の地域的範囲及び報告者数の変更措置の解除</p> <p>世帯票及び所得票の一部の調査事項について、平成 28 年調査(大規模調査)における世帯票及び所得票の調査事項の変更に即して同様に変更</p> <p>(注)国民生活基礎調査は、3 年ごとに実施する大規模調査(世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票の 5 種類の調査票による調査)と、その中間年に実施する簡易調査(世帯票(大規模調査に比べ簡素化された調査事項)及び所得票の 2 種類の調査票による調査で報告者数を縮小して実施)から構成</p>	<p>H28.12.8</p>

<p>就業構造基本調査</p>	<p>総務大臣</p>	<p>承認事項の変更  平成 29 年調査の実施に当たり、以下について変更  調査事項の変更  ア) 現在の雇用形態に就いている理由を把握する調査事項を追加  イ) 収入を一定の金額以下に抑えるために就業時間又は就業日数を調整している者の実態を把握する調査事項を追加  ウ) 前職の雇用契約期間の定めの有無及び 1 回当たりの雇用契約期間を把握する調査事項を追加  エ) 育児・介護の実施頻度を把握する選択肢の追加  オ) 育児又は介護をしている者が利用した制度を把握する調査事項の選択肢として「残業の免除・制限」を追加  カ) 「1 回当たりの雇用契約期間」に係る選択肢の細分化（8 区分 10 区分）  キ) 「現職への就業理由」を把握する調査事項を復活  ク) 東日本大震災の仕事への影響を把握する調査事項を削除 等  調査方法の変更  全国の全世帯（約 52 万世帯及びその 15 歳以上の世帯員約 108 万人）を対象にオンライン調査を導入</p>	<p>H28.12.21</p>
-----------------	-------------	---	------------------

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

【調査名】 作物統計調査

【承認年月日】 平成28年12月2日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課

【目的】 作物統計(基幹統計)を作成することにより耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的とする。

【沿革】 昭和22年に開始し、昭和25年から指定統計調査として実施していたが、昭和54年には、一部調査事項について調査項目の区分及び調査期日の変更を行った。

平成14年には、関連する承認統計調査を含めた調査体系の整備、調査対象品目の選定基準の策定、調査票の統廃合、OCR化等を実施した。

平成17年には、作付予定面積調査及び野菜・果樹に係る予想収穫量調査の廃止、てんさい・さとうきびに関する作付面積調査及び予想収穫量・収穫量調査の郵送調査化等の変更を行った。

平成19年には、かんしょ及び甘味資源作物(てんさい及びさとうきび)に係る予想収穫量調査の廃止、耕地面積調査及び水稻に係る作付面積調査において、調査員による実測調査の導入、水稻以外の作物に係る作付面積調査については農業協同組合その他の関係団体を対象に、水稻以外の作物に係る収穫量調査については関係団体及び標本経営体を対象に往復郵送化をそれぞれ実施した。

統計法の全部改正に伴い、平成21年4月からは基幹統計調査に移行したが、平成29年調査からは、調査対象にそば及びなたねを追加するほか、作付面積調査及び収穫量調査の一部の作物について、全国調査の実施時期の変更等を行った。

【調査の構成】 1 - 耕地面積調査 2 - 作付面積調査 3 - 作柄概況調査 4 - 予想収穫量調査 5 - 収穫量調査 6 - 被害応急調査 7 - 共済減収調査

【公表】 インターネット及び印刷物(耕地面積調査:10月下旬、作付面積調査:[水稻]9月下旬等、[水稻以外]当該作物の調査のおおむね2か月後、作柄概況調査:7月下旬、8月下旬及び9月下旬、予想収穫量調査:10月下旬、収穫量調査:当該作物の調査のおおむね2か月後、被害応急調査:原則四半期及び天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)発動の際、共済減収調査:調査実施後3か月以内)

【備考】 1 .本調査は、水稻以外の作物に係る作付面積調査及び収穫量調査については、関係団体等又は農林業経営体に対する郵送・オンライン調査で行われており、それ以外の調査については、職員又は調査員による実測調査により行われている。

2 . 今回の承認は、平成29年以降の調査についての変更承認

## 1 - 耕地面積調査

【調査対象】 (地域)全国 (単位)圃場 (属性)圃場

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)約4万単位区/約290万単位区 (配布)職員又は調査員による実測調査 (収集)職員又は調査員による実測調査 (記入)他計 (把握時)毎年7月15日現在 (系統)農林水産省-地方農政局等(地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局(農林水産センターを含む。))の職員又は調査員

【周期・期間】 (周期)1年 (実施期間)毎年7月上旬~7月下旬

【調査事項】 耕地の田畑別面積、耕地の田畑別の拡張及びかい廃面積

## 2 - 作付面積調査(水稲)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)圃場 (属性)圃場

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)約4万単位区/約290万単位区 (配布)職員又は調査員による実測調査 (収集)職員又は調査員による実測調査 (記入)他計 (把握時)毎年7月15日現在 (系統)農林水産省-地方農政局等(地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局(農林水産センターを含む。))の職員又は調査員

【周期・期間】 (周期)1年 (実施期間)毎年7月上旬~7月下旬

【調査事項】 水稲の作付面積

## 2 - 作付面積調査(水稲以外の作物)

【調査対象】 (地域)農林水産大臣が定める種類の作物ごとに農林水産大臣が定める地域 (単位)事業所又は企業、世帯 (属性)農業協同組合、製糖会社、製糖工場、集出荷団体、集出荷業者、その他の関係団体(以下この調査において「関係団体」という。)(抽出枠)作付面積調査郵送調査対象一覧表、果樹調査集出荷団体等名簿、野菜調査集出荷団体等名簿、花き調査集出荷団体等名簿、てんさい調査対象一覧表、さとうきび調査対象一覧表

【調査方法】 (選定)全数・無作為抽出 (客体数)約5,500 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)作物により、毎年7月15日現在、毎年9月1日現在又は収穫期 (系統)農林水産省-地方農政局等(地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局(農林水産センターを含む。))-報告者

【周期・期間】 (周期)1年(品目によっては、3年又は6年ごとに全国調査を行い、その中間年は主産県調査を行う。)(実施期間)農林水産省大臣官房統計部長(以下この調査において「統計部長」という。)が定める時期

【調査事項】 作物の種類別作付面積



### 3 - 作柄概況調査票

【調査対象】 (地域) 水稲について農林水産大臣が定める地域 (単位) 圃場 (属性) 圃場

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数 / 母集団数) 約 1 万単位区 / 約 290 万単位区 (配布) 職員又は調査員による実測調査 (収集) 職員又は調査員による実測調査 (記入) 他計 (把握時) 毎年 7 月 15 日現在、毎年 8 月 15 日現在及びもみ数確定期 (系統) 農林水産省 - 地方農政局等 (地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局 (農林水産センターを含む。)) の職員又は調査員

【周期・期間】 (周期) 年 3 回 (実施期間) 【7 月 15 日現在調査】 毎年 7 月上旬 ~ 7 月中旬、【8 月 15 日現在調査】 毎年 8 月上旬 ~ 8 月中旬、【もみ数確定期調査】 統計部長が定める調査期日に対応して実施

【調査事項】 水稲の時期別の作柄概況

### 4 - 予想収穫量調査

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 圃場 (属性) 圃場

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数 / 母集団数) 約 1 万単位区 / 約 290 万単位区 (配布) 職員又は調査員による実測調査 (収集) 職員又は調査員による実測調査 (記入) 他計 (把握時) 毎年 10 月 15 日現在 (系統) 農林水産省 - 地方農政局等 (地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局 (農林水産センターを含む。)) の職員又は調査員

【周期・期間】 (周期) 1 年 (実施期間) 毎年 10 月上旬 ~ 10 月中旬

【調査事項】 水稲の予想収穫量

### 5 - 収穫量調査 (水稲)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 圃場 (属性) 圃場

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数 / 母集団数) 約 1 万単位区 / 約 290 万単位区 (配布) 職員又は調査員による実測調査 (収集) 職員又は調査員による実測調査 (記入) 他計 (把握時) 収穫期 (系統) 農林水産省 - 地方農政局等 (地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局 (農林水産センターを含む。)) の職員又は調査員

【周期・期間】 (周期) 1 年 (実施期間) 収穫期

【調査事項】 収穫量 (水稲にあってはその災害種類別の被害量を含む。)

### 5 - 収穫量調査 (水稲以外の作物)

【調査対象】 (地域) 農林水産大臣が定める基準に合致する種類の作物ごとに農林水産

大臣が定める地域（単位）事業所又は企業、世帯（属性）関係団体、農  
林業経営体（抽出枠）【関係団体】作付面積調査郵送調査対象一覧表、果樹  
調査集出荷団体等名簿、野菜調査集出荷団体等名簿、花き調査集出荷団体等  
名簿、荒茶工場母集団一覧表、てんさい調査対象一覧表、さとうきび調査対  
象一覧表、【農林業経営体】2015年世界農林業センサス

【調査方法】（選定）全数・無作為抽出（客体数／母集団数）【関係団体】約6,600 /  
約10,700【農林業経営体】約69,000 / 約370,000（配布）郵送・オンライン  
（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）作物ごとの収穫期（系  
統）農林水産省 - 地方農政局等（地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府  
沖縄総合事務局（農林水産センターを含む。)) - 報告者

【周期・期間】（周期）1年（品目によっては、3年又は6年ごとに全国調査を行い、  
その中間年は主産県調査を行う。）（実施期間）統計部長が定める時期

【調査事項】作物の種類別収穫量（果樹及び野菜にあっては出荷量を含む。花きにあつ  
ては出荷量に限る。）

## 6 - 被害応急調査

【調査対象】（地域）作物について重大な被害が発生したと認められる地域（単位）  
圃場（属性）圃場

【調査方法】（選定）有意抽出（配布）職員による実測調査（収集）職員による実  
測調査（記入）他計（把握時）作物に重大な被害が発生したとき（系  
統）農林水産省 - 地方農政局等（地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府  
沖縄総合事務局（農林水産センターを含む。))の職員

【周期・期間】（周期）随時（実施期間）作物に重大な被害等が発生したとき

【調査事項】災害等を受けた作物の災害種類別作付面積及び被害量

## 7 - 共済減収調査

【調査対象】（地域）農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第84条第1項第1号、  
第4号及び第6号に掲げる作物のうち農林水産大臣が定めるものの種類ご  
とに農林水産大臣が定める地域（単位）圃場（属性）圃場

【調査方法】（選定）有意抽出（配布）職員又は調査員による実測調査（収集）職  
員又は調査員による実測調査（記入）他計（把握時）作物により、収穫  
期又は暴風雨が発生したとき（系統）農林水産省 - 地方農政局等（地方農  
政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（農林水産センターを含  
む。))の職員又は調査員

【周期・期間】（周期）1年（実施期間）原則として収穫期（ただし、りんご、ぶど  
う、なし及びももについては、暴風雨が発生したとき）

【調査事項】 作物の種類別共済基準減収量及び当該基準減収量に係る作付面積

【調査名】 ガス事業生産動態統計調査

【承認年月日】 平成28年12月2日

【実施機関】 経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室

【目的】 ガス事業の生産の実態を明らかにし、ガス事業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 昭和26年に旧統計法に基づく指定統計調査として、一般ガス事業者を対象に調査を開始した。

その後、ガス事業法（昭和29年法律第51号）の改正に連動して、以下の改正を行った。

《昭和45年度の法改正》従来の調査対象であった一般ガス事業者に加えて、簡易ガス事業者（1地点で70戸以上の顧客に対して簡易なガス発生装置をもって配管供給しているガス事業者）が調査の対象となった。

《平成6年度の法改正》大口需要家を対象に事業規制の緩和を行ったことにより、新たに大口ガス事業者が規定され、従来の対象者に、大口ガス事業者を追加し、大口ガスの供給等の実態を調査することとなった。

《平成16年度の法改正》ガス導管事業者（自らが維持し、及び運用する特定導管によりガスの供給を行う事業の届出をした事業者）が規定されたことから、調査の対象にガス導管事業者を追加した。

また、平成18年4月分の調査からは、自由化が進展したガス事業の実態を明確にするため調査項目の追加・削除を行い、さらにガス販売高などの金額項目（四半期調査）を追加した。

さらに、平成29年4月から家庭向け等の小口ガスの供給が全面自由化になったことに伴い、調査対象となるガス事業者の範囲の見直し、地域独占の撤廃に伴う販売量等の地区別情報の追加などの改正を行った。

【調査の構成】 1 - ガス事業生産動態統計調査票（月次）（様式1 - 1） 2 - ガス事業生産動態統計調査票（四半期）（様式1 - 2） 3 - ガス事業生産動態統計調査票（様式2）

【公表】 インターネット（数量に係る事項の結果：調査票提出月の翌月下旬、金額に係る事項の結果：調査票提出月（6月、9月、12月、3月）の翌月下旬）

【備考】 今回の承認は、平成29年4月以降の調査についての変更承認

1 - ガス事業生産動態統計調査票（月次）（様式1 - 1）

【調査対象】 （地域）全国（単位）事業所（属性）ガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものを除く。）一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)約200 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末日現在 (系統)【郵送調査】: 経済産業省 - 経済産業局 - 報告者、【オンライン調査】: 経済産業省 - 報告者

【周期・期間】 (周期)毎月 (提出期限)調査対象月の翌月10日

【調査事項】 1.原料、2.ガス生産量及び購入量内訳、3.製品ガス生産・購入・販売・在庫、4.メーター取付数、5.調定数、6.託送供給、7.労務

## 2 - ガス事業生産動態統計調査票(四半期)(様式1 - 2)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)ガス小売事業者(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものを除く。)一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)約200 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)各年の1月～3月まで、4月～6月まで、7月～9月まで、10月～12月までの各期間の末日現在 (系統)【郵送調査】: 経済産業省 - 経済産業局 - 報告者、【オンライン調査】: 経済産業省 - 報告者

【周期・期間】 (周期)四半期 (提出期限)各年6月(1月～3月までの分)、9月(4月～6月までの分)、12月(7月～9月までの分)及び3月(10月～12月分までの)の10日

【調査事項】 1.原料の受入額、2.製品ガス購入・販売額、3.託送供給額

## 3 - ガス事業生産動態統計調査票(月次)(様式2)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)ガス小売事業者(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。)

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)約1,400 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末日現在 (系統)【郵送調査】: 経済産業省 - 経済産業局 - 報告者、【オンライン調査】: 経済産業省 - 報告者

【周期・期間】 (周期)毎月 (提出期限)調査対象月の翌月10日

【調査事項】 1.供給地点群、2.原料、3.需要家メーター数、4.生産品

【調査名】 国民生活基礎調査

【承認年月日】 平成28年12月8日

【実施機関】 厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室

【目的】 保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。

【沿革】 「厚生行政基礎調査」(旧統計法に基づく指定統計第60号を作成するための調査)、「国民健康調査」(同第68号を作成するための調査)、「保健衛生基礎調査」(承認統計調査)及び「国民生活実態調査」(承認統計調査)を統合して、昭和61年から開始されたものである。調査は、3年ごとに実施する大規模調査と、その中間の各年に実施する簡易調査から構成される。

その後の主な変更は、以下のとおりである。

《平成13年》「介護票」を創設。「健康票」を密封回収化

《平成19年》「世帯票」及び「介護票」を自計報告化

《平成22年》「所得票」を自計報告化

《平成23年(簡易調査)》東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県の全域を除き実施

《平成24年(簡易調査)》東日本大震災の影響により、福島県の全域を除き実施

《平成25年》「健康票」を非密封回収化

《平成28年》平成28年熊本地震による災害の影響により、熊本県の全域を除き実施

《平成29年(簡易調査)》平成28年熊本地震による災害への対応として講じた調査対象の地域的範囲及び報告者数の変更措置の解除

【調査の構成】 1 - 世帯票(大規模調査) 2 - 健康票(大規模調査) 3 - 介護票(大規模調査) 4 - 所得票(大規模調査) 5 - 貯蓄票(大規模調査) 6 - 世帯票(簡易調査) 7 - 所得票(簡易調査)

【公表】 インターネット及び印刷物(調査実施年の翌年7月頃)

【備考】 1. 本調査は、3年ごとに実施する大規模調査(世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票の5種類の調査票による調査)と、その中間年に実施する簡易調査(世帯票(大規模調査に比べ簡素化された調査事項)及び所得票の2種類の調査票による調査で報告者数を縮小して実施)から構成される。

2. 今回の承認は、平成29年以降の調査についての変更承認

1 - 世帯票(大規模調査)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)世帯及び個人 (属性)世帯及び世帯員 (抽出枠)平成22年国勢調査調査区

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数／母集団数【世帯】約277,000／約51,951,000、  
【世帯員】約716,000／約128,057,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在（系統）厚生労働省 - 都道府県 - （保健所設置市・特別区） - 保健所 - 指導員 - 調査員 - 報告者

【周期・期間】（周期）1年（3年ごとに大規模調査を実施し、中間年に簡易調査（「6 - 世帯票（簡易調査）」を参照）を実施する。）（提出期限）調査実施年の7月中旬

【調査事項】 1．世帯に係る事項（1）世帯員数等、（2）世帯を離れている方の状況、（3）住居の種類、（4）室数及び床面積、（5）5月中の家計支出総額等  
2．世帯員に係る事項（1）最多所得者、（2）世帯主との続柄、（3）性、（4）出生年月、（5）配偶者（夫又は妻）の有無、（6）医療保険の加入状況、（7）公的年金・恩給の受給状況、（8）乳幼児（小学校入学前）の保育状況（小学校入学前の者のみ）、（9）手助けや見守りの要否等（6歳以上の者のみ）、（10）教育（15歳以上の者のみ）、（11）公的年金の加入状況（15歳以上の者のみ）、（12）別居している子の有無等（15歳以上の者のみ）、（13）5月中の仕事の状況（15歳以上の者のみ）、（14）1週間の就業日数等（15歳以上の者のみ）、（15）就業開始時期（15歳以上の者のみ）、（16）仕事の内容（職業分類）（15歳以上の者のみ）、（17）勤めか自営かの別等（15歳以上の者のみ）、（18）就業希望の有無等（15歳以上の者のみ）

## 2 - 健康票（大規模調査）

【調査対象】（地域）全国（単位）世帯及び個人（属性）世帯及び世帯員（抽出枠）平成22年国勢調査調査区

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数／母集団数【世帯】約277,000／約51,951,000、  
【世帯員】約716,000／約128,057,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在（系統）厚生労働省 - 都道府県 - （保健所設置市・特別区） - 保健所 - 指導員 - 調査員 - 報告者

【周期・期間】（周期）3年（提出期限）調査実施年の7月中旬

【調査事項】 1．性、2．出生年月、3．入院・入所の状況、4．自覚症状の有無、その症状及び治療状況、5．通院・通所の状況・傷病名、6．日常生活への影響（6歳以上の者のみ）、7．普段の活動ができなかった日数（6歳以上の者のみ）、8．健康状態（6歳以上の者のみ）、9．悩みストレスの有無・原因・相談状況（12歳以上の者のみ）、10．平均睡眠時間（12歳以上の者のみ）、11．休養充足度（12歳以上の者のみ）、12．こころの状態（12歳以上の者のみ）

13. 飲酒の状況(20歳以上の者のみ) 14. 喫煙の状況(20歳以上の者のみ)  
15. 健康のため実行している事柄(20歳以上の者のみ) 16. 健診等の受診状況(20歳以上の者のみ) 17. がん検診の状況(20歳以上の者のみ)

### 3 - 介護票(大規模調査)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)世帯員 (抽出枠)世帯票及び健康票の対象地区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)約6,000/約716,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在 (系統)厚生労働省-都道府県-(保健所設置市・特別区)-保健所-指導員-調査員-報告者

【周期・期間】 (周期)3年 (提出期限)調査実施年の7月中旬

【調査事項】 1. 調査票の回答者、2. 介護が必要な者の性別と出生年月、3. 要介護度の状況、4. 介護が必要となった原因、5. 主な介護者の介護時間、6. 主な介護者以外の介護者の状況、7. 家族・親族等と訪問介護事業者による主な介護内容、8. 介護サービスの利用状況、9. 介護サービスの費用、10. 介護費用の負担力、11. 介護サービスを受けていない理由、12. 65歳以上の介護保険被保険者(第1号被保険者)における介護保険料所得段階

### 4 - 所得票(大規模調査)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)世帯及び個人 (属性)世帯及び世帯員 (抽出枠)世帯票及び健康票の対象地区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)【世帯】約50,000/約277,000、【世帯員】約130,000/約716,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)調査実施年の前年の1月1日~12月31日 (系統)厚生労働省-都道府県-(市、特別区及び福祉事務所設置町村)-福祉事務所-指導員-調査員-報告者

【周期・期間】 (周期)1年(3年ごとに大規模調査を実施し、中間年に簡易調査(「7-所得票(簡易調査)」を参照)を実施する。) (提出期限)調査実施年の8月中旬

【調査事項】 1. 性、2. 出生年月、3. 所得の種類別金額、4. 課税等の状況別金額、5. 企業年金・個人年金等の掛金、6. 生活意識の状況(世帯主又は世帯を代表する者のみ)

### 5 - 貯蓄票(大規模調査)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)世帯及び個人 (属性)世帯及び世帯員 (抽出



枠)世帯票及び健康票の対象地区

【調査方法】(選定)無作為抽出(客体数/母集団数)【世帯】約50,000/約277,000、  
【世帯員】約130,000/約716,000(配布)調査員(収集)調査員(記入)自計(把握時)調査実施年の6月末日現在(系統)厚生労働省-都道府県-(市、特別区及び福祉事務所設置町村)-福祉事務所-指導員-調査員-報告者

【周期・期間】(周期)3年(提出期限)調査実施年の8月中旬

【調査事項】1.貯蓄現在高、2.貯蓄現在高の増減及び減った場合の金額及び理由、  
3.借入金残高

#### 6 - 世帯票(簡易調査)

【調査対象】(地域)全国(単位)世帯及び個人(属性)世帯及び世帯員(抽出枠)平成27年国勢調査調査区

【調査方法】(選定)無作為抽出(客体数/母集団数)【世帯】約55,000/約53,403,000、  
【世帯員】約138,000/約127,110,000(配布)調査員(収集)調査員(記入)自計(把握時)調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在(系統)厚生労働省-都道府県-(保健所設置市・特別区)-保健所-指導員-調査員-報告者

【周期・期間】(周期)1年(3年ごとに大規模調査(「1-世帯票(大規模調査)」を参照)を実施し、中間年に簡易調査を実施する。)(提出期限)調査実施年の7月中旬

【調査事項】1.世帯に係る事項(1)世帯員数等、(2)5月中の家計支出総額  
2.世帯員に係る事項(1)最多所得者、(2)世帯主との続柄、(3)性、  
(4)出生年月、(5)配偶者(夫又は妻)の有無、(6)医療保険の加入状況、(7)傷病の状況、(8)公的年金・恩給の受給状況、(9)教育(15歳以上の者のみ)、(10)公的年金の加入状況(15歳以上の者のみ)、(11)5月中の仕事の状況(15歳以上の者のみ)、(12)勤めか自営かの別等(15歳以上の者のみ)

#### 7 - 所得票(簡易調査)

【調査対象】(地域)全国(単位)世帯及び個人(属性)世帯及び世帯員(抽出枠)世帯票の対象地区

【調査方法】(選定)無作為抽出(客体数/母集団数)【世帯】約13,000/約55,000、  
【世帯員】約31,000/約138,000(配布)調査員(収集)調査員(記入)自計(把握時)調査実施年の前年の1月1日~12月31日(系統)厚生労働省-都道府県-(市・特別区及び福祉事務所設置町村)-福祉事務所-指

導員・調査員 - 報告者

【周期・期間】 (周期) 1年(3年ごとに大規模調査(「4 - 所得票(大規模調査)」を参照)を実施し、中間年に簡易調査を実施する。) (提出期限) 調査実施年の8月中旬

【調査事項】 1. 性、2. 出生年月、3. 所得の種類別金額、4. 課税等の状況別金額、5. 企業年金・個人年金等の掛金、6. 生活意識の状況(世帯主又は世帯を代表する者のみ)

【調査名】 就業構造基本調査

【承認年月日】 平成28年12月21日

【実施機関】 総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室

【目的】 就業構造基本統計(国民の就業及び不就業の実態を明らかにし、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的とする基幹統計)を作成することを目的とする。

【沿革】 昭和31年以降3年ごとに調査が行われ、第9回(昭和54年)は、前回調査から2年目に、第10回調査(昭和57年)から5年ごとに実施している。

平成29年調査では、有業者や前職に関する調査事項の追加、育児・介護に関する調査事項の変更のほか、平成24年調査では一部地域に限定していたオンライン調査を全国に拡大する等の変更がなされた。

【調査の構成】 1 - 就業構造基本調査調査票

【公表】 インターネット及び印刷物(平成30年7月末日)

【備考】 今回の承認は、平成29年調査についての変更承認

#### 1 - 就業構造基本調査調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)世帯及び世帯員 (属性)世帯及び15歳以上の世帯員 (抽出枠)平成27年国勢調査調査区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)【世帯】約52万/約5300万 【世帯員】約108万/約1億1000万 (配布)調査員・オンライン (収集)調査員・オンライン (記入)自計 (把握時)平成29年10月1日現在 (系統)総務省 - 都道府県 - 市町村 - 指導員・調査員(又は民間事業者) - 報告者

【周期・期間】 (周期)5年 (実施期間)平成29年9月23日~10月26日

【調査事項】 【15歳以上の世帯員に関する事項】1. 全員について(1)基本事項について(氏名、男女の別、配偶者の有無、世帯主との続柄、出生の年月、就学状況・卒業時期、学校の種類、居住開始時期、転居の理由、転居前の居住地、収入の種類及びふだんの就業・不就業状態)(2)訓練・自己啓発について(職業訓練・自己啓発の有無及び職業訓練・自己啓発の種類)(3)育児・介護の状況について(育児の有無、育児の頻度、育児休業等制度利用の有無・育児休業等の種類、介護の有無、介護の頻度及び介護休業等制度利用の有無・介護休業等の種類)

2. 有業者について(1)主な仕事について(従業上の地位・勤め先での呼称、起業の有無、雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間、雇用契約の更新の有無・回数、勤め先の経営組織、勤め先の名称、勤め先の事業の内容、仕事の内容、企業全体の従業者数、年間就業日数、就業の規則性、週間就業時間、年間収入、就業開始の時期、就業開始の理由、現在の雇

用形態についている理由、転職又は追加就業等の希望の有無、転職希望の理由、希望する仕事の形態、求職活動の有無、就業時間延長等の希望の有無、1年前の就業・不就業状態及び前職の有無)(2)主な仕事以外の仕事について(主な仕事以外の仕事の有無・従業上の地位及び勤め先の事業の内容)(3)前職について(離職の時期、就業継続年月、離職の理由、従業上の地位・勤め先での呼称、前職の雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間、勤め先の事業の内容、仕事の内容)(4)初職について(現職又は前職と初職との関係、初職の就業開始の時期及び初職の従業上の地位・勤め先での呼称)

3.無業者について(1)就業の希望等について(就業希望の有無、就業希望の理由、希望する仕事の種類、希望する仕事の形態、求職活動の有無、非求職の理由、求職期間、就業希望時期、就業非希望の理由、1年前の就業・不就業状態及び就業経験の有無)(2)前職について(離職の時期、就業継続年月、離職の理由、従業上の地位・勤め先での呼称、前職の雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間、勤め先の事業の内容、仕事の内容)(3)初職について(現職又は前職と初職との関係、初職の就業開始の時期及び初職の従業上の地位・勤め先での呼称)

【世帯に関する事項】1.15歳未満の年齢別世帯人員、2.世帯全体の年間収入及び15歳以上世帯人員

## 2 一般統計調査の承認

### [総括表]

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H28. 12. 2	畜産物流通調査	農 林 水 産 大 臣
H28. 12. 20	購買状況の把握に関する試験調査	総 務 大 臣
H28. 12. 22	低年齢層の子供のインターネット利用環境実態調査	内 閣 総 理 大 臣

注) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った一般統計調査の承認状況について掲載したものである。

【調査名】 畜産物流通調査

【承認年月日】 平成28年12月2日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室

【目的】 畜産物のと畜頭数、流通量等を把握し、畜産物に関する生産及び出荷の調整、価格安定対策等に資することを目的とする。

【調査の構成】 1 - と畜場統計調査票(日別) 2 - と畜場統計調査票(月別) 3 - 鶏卵流通統計調査票 4 - 食鳥流通統計調査票

【公表】 【と畜場統計調査票(日別)】インターネット(原則、調査が行われた日の当日) 【と畜場統計調査票(月別)】印刷物及びインターネット(月報:調査実施月の下旬、年報:調査実施年の翌年3月末) 【鶏卵流通統計調査票】印刷物及びインターネット(概要:調査実施年の3月上旬、詳細:調査実施年の翌年3月末) 【食鳥流通統計調査票】印刷物及びインターネット(概要:調査実施年の5月下旬、詳細:調査実施年の翌年3月末)

【備考】 今回の承認は、平成28年調査以降の鶏卵流通統計調査票に係る報告者数の変更承認

#### 1 - と畜場統計調査票(日別)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)と畜場、地方公共団体 (属性)【1.又は2.のいずれか】1.と畜場法(昭和28年法律第114号)に基づきと畜検査を行う都道府県及び地域保健法の規定に基づく政令で定める市、2.都道府県等の知事又は市長の許可を受けて設置されたと畜場(抽出枠)前年の畜産物流通調査(と畜場統計調査(月別))の結果より作成した「と畜場別肉畜処理実績一覧表」

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数/母集団数)51/264 (配布)オンライン・電話 (収集)オンライン・電話・FAX (記入)自計・他計併用 (把握時)と畜作業が行われた日 (系統)農林水産省-報告者、農林水産省-民間事業者-報告者

【周期・期間】 (周期)と畜作業が行われた日 (実施期間)原則としてと畜作業が行われた日の当日

【調査事項】 豚及び成牛のと畜頭数。なお、成牛については、畜種(和牛、乳牛、交雑牛及びその他の牛)別、性(めす及び去勢)別に把握を行う。

#### 2 - と畜場統計調査票(月別)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)と畜場、地方公共団体 (属性)【1.又は2.のいずれか】1.と畜場法に基づきと畜検査を行う都道府県及び地域保健法の規定に基づく政令で定める市、2.都道府県等の知事又は市長の許可を受

けて設置されたと畜場（抽出枠）前年の本調査の結果により作成した「と畜場別肉畜処理実績一覧表」

【調査方法】（選定）全数（客体数）149（配布）調査員・郵送（収集）調査員・郵送・オンライン・FAX（記入）自計・他計併用（把握時）調査実施月の前月1か月間（系統）農林水産省 - 地方農政局等 - 報告者、農林水産省 - 地方農政局等 - 調査員 - 報告者

【周期・期間】（周期）毎月（実施期間）調査実施月の上旬

【調査事項】1. 豚、牛（成牛・子牛別）及び馬のと畜頭数（なお、成牛については、畜種（和牛、乳牛、交雑牛及びその他の牛）別、性（めす、去勢及びおす）別に把握を行う。ただし、本調査対象のうち、と畜場統計調査（日別）の対象とされたと畜場については、と畜場統計調査（月別）の報告事項のうち、と畜場統計調査（日別）で把握している事項の再報告は求めない。）2. 子牛及び馬の枝肉重量（都道府県別にと畜頭数を上位順に並べ、全国のと畜頭数に占める割合が5割を占める都道府県を選定の上、選定された都道府県において、調査協力が得られると畜場についてのみ把握する。）

### 3 - 鶏卵流通統計調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所等（属性）鶏卵集出荷機関（集出荷団体、集出荷業者、直接出荷する生産経営体等）（抽出枠）前年の本調査の結果及び関係機関から収集した情報により作成した「鶏卵集出荷機関一覧表」

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数/母集団数）203/1,888（配布）調査員・郵送（収集）調査員・郵送・オンライン・FAX（記入）自計・他計併用（把握時）調査実施年の前年の1年間（1月1日～12月31日）（系統）農林水産省 - 地方農政局等 - 報告者、農林水産省 - 地方農政局等 - 調査員 - 報告者

【周期・期間】（周期）1年（実施期間）調査実施年の前年の12月上旬～調査実施年の1月末

【調査事項】1. 集出荷団体及び集出荷業者における県内から集荷した鶏卵の集荷量、2. 直接出荷する生産経営体における鶏卵の出荷量

### 4 - 食鳥流通統計調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）処理場（属性）食鳥処理場（抽出枠）厚生労働省が毎年公表している「食鳥処理場名簿（食鳥検査対象施設）」

【調査方法】（選定）全数（客体数）145（配布）調査員・郵送（収集）調査員・郵送・オンライン・FAX（記入）自計・他計併用（把握時）調査実施年の前年の1年間（1月1日～12月31日）（系統）農林水産省 - 地方農政局等 - 報告者、農林水産省 - 地方農政局等 - 調査員 - 報告者

【周期・期間】 （周期）1年 （実施期間）毎年2月上旬～3月中旬

【調査事項】 肉用若鶏、その他の肉用鶏及び廃鶏の処理量（生体の羽数及び重量）



【調査名】 購買状況の把握に関する試験調査

【承認年月日】 平成28年12月20日

【実施機関】 総務省統計局統計調査部消費統計課

【目的】 平成29年度に開始を予定している家計消費単身モニター調査(以下この調査において「モニター調査」という。)に先駆けて行う試験調査であり、モニター調査の円滑な実施に向けた準備に資すること及び分析データを得ることを目的とする。

なお、モニター調査については、消費関連指標の在り方に関する検討の一環として実施を予定している調査であり、調査結果の変動特性、バイアスを実証的に分析し、家計調査を補完・補強する合算方法を研究することを予定している。

【調査の構成】 1 - 購買状況の把握に関する試験調査 調査票

【公表】 「速報性のある包括的な消費関連指標の在り方に関する研究会」等の資料として公表(平成29年中)

#### 1 - 購買状況の把握に関する試験調査 調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)世帯 (属性)単身世帯 (抽出枠)民間調査機関が保有・管理する登録モニター

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数/母集団数)1,000/約1800万 (配布)オンライン (収集)オンライン (記入)自計 (把握時)1. 毎月の収入及び支出に関する事項:平成29年1月1日~7月31日の毎日、2. 年間収入に関する事項:調査開始月を含めた過去1年間、3. 貯蓄現在高及び借入金残高に関する事項:調査開始時点、4. 世帯及び世帯員に関する事項:調査開始時点、5. 住居に関する事項:調査開始時点 (系統)総務省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期間】 (周期)1回限り (実施期間)平成28年12月~平成29年8月

【調査事項】 1. 毎月の収入及び支出に関する事項(ただし、勤労者世帯及び無職世帯のいずれにも該当しない世帯については、支出に関する事項のみ調査)、  
2. 年間収入に関する事項、3. 貯蓄現在高及び借入金残高に関する事項、  
4. 世帯及び世帯員に関する事項、5. 住居に関する事項

【調査名】 低年齢層の子供のインターネット利用環境実態調査

【承認年月日】 平成28年12月22日

【実施機関】 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青少年環境整備担当）

【目的】 低年齢層の子供の保護者を対象に、青少年のインターネット利用状況等について調査し、「青少年のインターネット利用環境実態調査」の対象年齢変更の検討を行うための基礎資料（実査可能性等の検証）を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 低年齢層の子供のインターネット利用環境実態調査 調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（平成29年4月下旬）

1 - 低年齢層の子供のインターネット利用環境実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）0歳～満9歳の子供の保護者（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数/母集団数）2,000/約2176万 （配布）調査員（収集）調査員・オンライン（記入）自計（把握時）平成29年1月12日（系統）内閣府 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期間】 （周期）1回限り（実施期間）平成29年1月上旬～2月中旬

【調査事項】 1．子供のインターネット利用状況、2．インターネットの使い方

### 3 一般統計調査の中止通知

#### [ 総括表 ]

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H28.12.26	繊維流通統計調査	経済産業大臣

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に通知された一般統計調査の中止の受理状況について掲載したものである。

【調査名】 繊維流通統計調査

【受理年月日】 平成28年12月26日

【実施機関】 経済産業省製造産業局生活製品課

【中止理由】 平成28年11月17日に本調査に関する業務の請負先から、経済産業省に対して、本調査において不適切な処理が行われている旨の指摘がなされたことを受けて、同省において本調査の過去の数値について調査を行ったところ、同省ホームページで毎月公表している数値と、実際に企業から回答された数値との間に、大きな乖離があることが確認された。

具体的には、平成24年3月以降の統計作成に当たり、過去に回答があったものの、その後回答が得られていない企業の数値について、当該企業に確認することなく長期間にわたりそのまま使用していたことが確認された。また、長期間にわたり使用していた数値の中には、企業名があるものとなないものが存在しており、後者について、平成25年4月以降、6年をかけて定率でゼロにする処理を行っていたことも確認された。

統計の精度向上が政府全体の重要課題となる中、このような取扱いがなされたことについて、経済産業省は、公的統計全体の信頼性を損なう重大な事案であると認識し、関係者を処分するとともに、本調査の取扱いについては、実態を反映した統計調査となっていないことに加え、回答企業数も減少しており、統計を継続して作成するニーズも低下しているとの判断から、平成29年1月に予定していた平成28年11月分(調査実施済)の公表も含め、今後の調査を中止するものである。

### 3 届出統計調査の届出

区分	名称	受理年月日	実施機関	目的	対象地域	調査票の様式数	客体数(注2)	客体の選定方法	調査方法	周期	調査の実施期間又は調査票の提出期限
(1) 新規	糖尿病調査	H28.12.1	青森県健康福祉部 がん・生活習慣病対策課	青森県内の糖尿病患者の治療状況や治療の実践状況等を把握し、青森県健康増進計画(「健康あおもり21(第2次)」)や青森県保健医療計画の糖尿病対策について検討する基礎資料を得ることを目的とする。	青森県全域	2	2,800人 1,011機関	全数	郵送	1回限り	平成29年1月6日～ 2月10日
	中高年齢者雇用意向調査	H28.12.1	北九州市産業経済局 総務政策部雇用政策課	国家戦略特区の認定を受け設置した「シニア・ハローワーク戸畑」による、概ね50歳以上のアクティブシニアの首都圏等から北九州市に移住を促すための、市内企業に対して中高年齢者の雇用意向を調査・分析し、今後の定住、移住を念頭においた中高年齢者の雇用ニーズを把握することを目的とする。	北九州市全域	1	4,300事業所	全数	郵送	1回限り	平成29年1月中旬～ 1月下旬
	岡山県女性の活躍推進に関する調査	H28.12.1	岡山県県民生活部 男女共同参画青少年課	岡山県内企業における女性の採用や昇進の実態、制度の利用状況など女性の活躍推進に関する状況を把握し、今後の各種施策の基礎資料として活用することを目的とする。	岡山県全域	1	3,000企業	無作為抽出	郵送	1回限り	平成28年12月15日～ 平成29年1月12日
	山梨県シニア世代の就労に係るニーズ・実態調査	H28.12.7	山梨県福祉保健部 健康長寿推進課	シニア世代が生きがいをもって働くことができる雇用形態や労働環境等の実態の把握や課題を整理し、高齢者の社会参加や就労の促進による介護予防や生きがいづくりを進め健康寿命の延伸につなげることを目的とする。	山梨県全域	2	800人 1,746事業所	無作為抽出 有意抽出	郵送	1回限り	平成29年1月上旬～ 2月中旬
	平成28年度事業者の法令遵守の取組状況調査	H28.12.8	東京都生活文化局 消費生活部取引指導課	特定商取引に関する法律で規制する取引形態のうち、通信販売及び訪問販売形態を取り入れている事業者に対する実態調査を行い、その結果を今後のコンプライアンス取組促進の施策展開の基礎資料とすることを目的とする。	東京都全域	1	3,000事業所	有意抽出	郵送	1回限り	平成29年1月6日～ 1月20日
	東京都における清掃・調理・製造分野での障害者雇用に関する職業能力開発ニーズ調査	H28.12.9	東京都産業労働局 雇用就業部能力開発課	東京都における清掃・調理・製造分野での障害者雇用について調査し、企業ニーズを反映させた職業訓練科目を開発するための基礎資料とすることを目的とする。	東京都全域 (島しょを除く)	3	3,000事業所	無作為抽出	郵送	1回限り	平成29年2月1日～ 2月16日
	子供の生活実態調査	H28.12.14	東京都福祉保健局 少子社会対策部計画課	子供を持つ家庭の生活実態等を把握することにより、子供の貧困の解消に向けて東京都の施策の充実に資することを目的とする。	新宿区、足立区、八王子市、墨田区、豊島区、調布市、日野市	8	16,400人	無作為抽出 全数	調査員 郵送 オンライン	1回限り	平成28年5月14日～ 6月13日 平成28年8月5日～ 9月7日
	受動喫煙防止対策実施状況調査	H28.12.14	新潟県福祉保健部 健康対策課	健康増進法では、多数の者が利用する施設の管理者は受動喫煙を防止するために必要な措置を講じるよう努めることが義務づけられていることから、新潟県内の官公庁、公共施設及び病院、学校等における受動喫煙防止対策の実施状況や今後の予定を把握し、健康にいがた21実行計画の重点目標である公共の場における禁煙・分煙の徹底の対策推進の基礎資料とすることを目的とする。	新潟県全域	1	5,000施設	全数	郵送	3年	平成29年1月中旬～ 3月上旬
	移住者実態把握アンケート調査	H28.12.14	山梨県総合政策部 地域創生・人口対策課	山梨県では、市町村と連携して移住施策を積極的推進していることから、それら施策の効果検証及び今後の改善の一助とすることを目的とする。	山梨県全域	1	500人	全数	職員	毎月	平成29年2月1～ 平成32年1月31日

区分	名称	受理年月日	実施機関	目的	対象地域	調査票の様式数	客体数(注2)	客体の選定方法	調査方法	周期	調査の実施期間又は調査票の提出期限
	大阪市営交通機関の利用に関するアンケート	H28.12.14	大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課	大阪市営交通乗車料金福祉措置における介護人付無料乗車証、単独用無料乗車証又は乗車料金割引証の所持者について、市営交通利用実績を把握することを目的とする。	大阪市全域(ただし、障がい者施設入所前の住所が大阪市内であった入所者も含む。)	1	3,000人	無作為抽出	郵送	1回限り	平成28年12月16日～平成29年1月20日
	省エネ意識・取組状況アンケート	H28.12.19	鳥取県生活環境局環境立県推進課	地球温暖化対策の国際的な枠組であるパリ協定が発効し、世界的に取組が本格化する中、鳥取県における省エネ等の取組状況のデータを把握・公表することで、県民の理解を促進するとともに、施策の基礎情報資料として活用することを目的とする。	鳥取県全域	1	2,000世帯	無作為抽出	郵送	1回限り	平成29年1月12日～2月24日
	育児と介護のダブルケアに関するアンケート	H28.12.19	北九州市保健福祉局地域福祉部長寿社会対策課	育児と介護のダブルケアに関する施策を推進するに当たり、北九州市内民営・公営事業所(北九州市役所を含む。)の被用者の意識やニーズ把握の一環として実施し、今後の北九州市の高齢者施策推進のための基礎資料とすることを目的とする。	北九州市全域	1	3,000人	無作為抽出 有意抽出	郵送	1回限り	平成29年2月上旬～2月末
	事業継承に関する調査	H28.12.21	北九州市産業経済局新成長戦略推進部中小企業振興課	北九州市内中小企業・小規模企業の事業承継に関する実態や支援ニーズを把握し、調査結果を今後の施策につなげる資料の一つとして活用することを目的とする。	北九州市全域	1	5,000社	無作為抽出	郵送	1年	毎年1月下旬～2月中旬
	高齢者実態調査	H28.12.22	福岡市保健福祉局高齢社会部介護福祉課	福岡市に在住する高齢者などの保健福祉に関するニーズ・意識などを把握することにより、「福岡市介護保険事業計画」の策定に必要な基礎的データを収集・分析するとともに、本市の高齢者福祉施策の向上に資することを目的とする。	福岡市全域	6	14,958人	無作為抽出 全数	郵送	3年	平成28年12月19日～平成29年1月19日
	宮城県工業動態統計調査	H28.12.27	宮城県震災復興・企画部統計課	宮城県鉱工業生産指数作成の基礎資料を得て、工業生産の動態を明らかにすることを目的とする。	宮城県全域	3	81事業所 9機関	有意抽出	郵送 オンライン FAX 電話	毎月	翌月の15日

区分	名称	受理年月日	実施機関	目的	対象地域	調査票の様式数	客体数(注2)	客体の選定方法	調査方法	周期	調査の実施期間又は調査票の提出期限
(2) 変更	在宅高齢者実態調査 (変更前:介護保険事業計画策定に向けての実態調査)	H28.12.1	神戸市保健福祉局 介護保険課	第7期(平成30年度～平成32年度)介護保険事業計画策定のための基礎資料と、今後の高齢者施策の推進の参考資料とすることを目的とする。	神戸市全域	1	7,800人	無作為抽出	郵送	3年	平成29年1月5日～1月27日
	三重県商品流通調査	H28.12.2	三重県戦略企画部 統計課	三重県における製造業の流通実態を把握して、三重県産業連関表作成のための基礎資料を得ることを目的とする。	三重県全域	1	1,591事業所	有意抽出	郵送	5年	平成29年1月16日～2月20日
	市民アンケート	H28.12.2	北九州市総務局行政経営部行政経営課	北九州市は、基本構想・基本計画である「元気発進!北九州」プランを着実に推進するため、行政評価を導入し、PDCAサイクルによる事業管理を行っている。行政評価においては、施策や事業成果指標を設定する際、市民の認知度や行動など、アンケートによらなければ成果の検証が困難な事業もあるため、当該調査を行うもの。	北九州市全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	1年	毎年2月初旬～2月下旬
	食品の海外輸出に関する実態調査	H28.12.5	福井県観光営業部 ブランド営業課	福井県内の食関連企業の輸出への関心や実態を把握するための基礎資料とすることを目的とする。	福井県全域	1	740企業	全数	郵送	1年	毎年1月下旬
	新潟市景況調査	H28.12.9	新潟市経済部産業政策課	新潟市内の民営事業所について景気動向を把握し、地域産業の振興施策を検討するうえでの基礎資料とすることを目的とする。	新潟市全域	1	2,000事業所	無作為抽出	郵送	半年	上期:7月上旬～7月中旬 下期:1月中旬～1月下旬
	神戸市内景況・雇用動向調査	H28.12.9	神戸市経済観光局 経済政策課	本調査によって、具体的施策や事業について意見を求めるほか、市民生活に関する意識を神戸市の事業や施策を実施していく上での参考とすることを目的とする。	神戸市全域	1	1,000社	有意抽出	郵送	半年	平成29年1月16日～2月6日
	高知県工業統計補完調査	H28.12.16	高知県総務部統計課	高知県が、県内における従業者数3人以下の製造業を営む事業所の活動状況を把握し、産業振興対策等の基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	1	1,200事業所	全数	郵送	経済センサス基礎調査及び経済センサス活動調査の実施年以外の9月～11月の1か月間	経済センサス基礎調査及び経済センサス活動調査の実施年以外
	県民経済計算基礎調査	H28.12.22	新潟県総務管理部 統計課	新潟県の経済の規模や成長率、県内の産業構造などを把握し、地域経済の総合指標としてまとめる新潟県民経済計算及び新潟市市民経済計算の推計に使用することを目的とする。	新潟県全域	7	58行政機関・独立行政法人 94企業・組合・団体	全数	郵送	1年	毎年1月下旬～3月上旬
	みえ県民意識調査 (変更前:第5回みえ県民意識調査)	H28.12.22	三重県戦略企画部 企画課	三重県では、政策分野ごとに15の「幸福実感指標」を設定し、その推移を把握することで、「みえ県民力ビジョン」行動計画全体の進行管理に努めることとしており、当該調査では「幸福実感指標」に基づく質問(地域や社会の状況についての実感)を盛り込み、県民の幸福実感を把握することを目的とする。	三重県全域	1	10,000人	無作為抽出	郵送	1年	毎年1月5日～2月2日
	滋賀県貿易実態調査	H28.12.28	滋賀県商工観光労働部商工政策課	滋賀県内で生産される製品の輸出入額、仕向地・仕入地等を調査し、本県の産業振興対策の基礎資料とすることを目的とする。	滋賀県全域	1	1,004事業所	全数	郵送 オンライン FAX	1年	毎年11月～12月

注1) 「対象地域」「客体の選定方法」「調査方法」、「周期」又は「調査の実施期間又は調査票の提出期限」が複数ある場合には、全てを記載している。

注2) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。(「のべ」の場合もある。)